



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2007.4.12

No. 30 - 32

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

佐賀便労災裁判（高裁）

第1回公判4月26日13:20～ 東京高裁809号法廷

裁判傍聴とピラまき参加をお願いします！

<裁判傍聴・ピラまき参加のお願い>

4月26日 13:20～ 東京高裁809号法廷で第1回公判が行われます。傍聴席を溢れんばかりの傍聴者で埋め尽くし裁判所を動かしましょう！！是非裁判傍聴に参加してください。

また当日は裁判官はじめ利用者に我々の勤務実態、今裁判の意味を訴えるため裁判所前でピラまきを行います。是非多くの皆さんの参加をお願い致します。このままでは乗員はどんな厳しい勤務をして倒れても、全く労働災害とは認めてもらえません。自らの問題と捉え多くの乗員が直接参加することが必要です。

(公判当日の日程)

場所：東京メトロ「霞ヶ関駅」A1出口すぐ

>>>> 正門前集合 11:30～12:30 ピラ配り <<<<

> 13:20～14:00頃 809号法廷「高裁初公判控訴理由」

> 裁判終了後～1時間程度 報告会（裁判所横弁護士会館にて）

<経過>

2000年9月11日、全日空559便（旧名古屋発佐賀行き）進入降下中のコクピット内にて発生した、機長の小脳出血による意識不明事案（後に死亡）について、労働災害の認定を受けるべく、労働基準監督署への申請をはじめ東京労働者災害補償審査官への審査請求、労働保険審査会への再審査請求、司法への訴え等々、様々な取り組みを6年以上に渡り行ってきましたが、昨年2006年12月13日に下された東京地方裁判所による判決を含め、現在のすべての判断は当該事案を「労働災害と認めず」との結果になっています。

<アンケート調査>

4月26日公判に向け、皆さんにはアンケート調査をお願いしています。既に多くの方々からアンケートに回答を頂き、ありがとうございました。4月26日までに出来るだけ多くの乗員の声を裁判所に届けたいと考えています。勤務の関係等でまだご提出頂いていない方々には、是非ご協力をお願い致します。事務手続き上4月20日を締め切りとしておりますので、至急回答をお願い致します。



< 裁判の争点と今後の予定 >

行政・司法の言う「労働災害と認めず」の理由には、「労使で取り交わした勤務協定の範囲内である」、「精神的緊張の程度が高度なものであったとは認めるに足りない」等、乗員にとって看過できない内容が多々含まれています。乗員業務の特殊性の理解と評価に著しい不足があり、早急に裁判所に異議を示す必要があります。

この結果に、ご遺族と弁護団ならびに全日空乗員組合は直ちに控訴を決断し、控訴審に向け、現在様々な資料集めや準備を行っています。日乗連としても全日空乗組を全面的に支援し、控訴審で「必ず労働災害認定を勝ち取る」あらゆる取り組みを進めています。

高裁の審理は多くても3回程度と予想されます。必ず「勝訴判決を獲得する」悔いのない取り組み・運動が必要です。短期決戦に多くの皆様のご協力を切にお願い致します。

(参考)

裁判の争点と原告の主張（一部抜粋）

原告（私たちの）主張	東京地裁判決
1．本件疾病発症前の業務の過重性	
パイロットの業務は、精神的・肉体的な負担が大きく地上労働とは別の特殊な労働管理が要求される。 高血圧要管理・高年齢であるが、健常者と同等以上の過密勤務。 エアバス勤務の特殊性（不規則早朝深夜勤務、新幹線移動、宿泊数、着陸回数）。	労働組合の同意を得て締結された本協定で定められている運航乗務員に関する勤務割の基準は、運航乗務員の疲労蓄積を防止するため相応に合理的な内容のものと評価することができる。
2．当日第3便目の着陸操作と本件疾病の関係	
東海豪雨の中、副操縦士操縦のPAR Approachから着陸間際のTake Over。機長の運航責任。	第3便着陸操作を交替する前後の時点で生じた精神的緊張の程度が高度なものであったとは認めるに足りない。
3．治療機会の喪失	
名古屋における交代要員の不存在。 定時制確保の重圧。	仮に第4便から降機したとしても、直ちに救命に必要な処置を受けられたか否かは不明というほかない。